

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成22年1月19日に四万十市及び宿毛市（以下「甲」という。）と土佐清水市（以下「乙」という。）との間で締結した定住自立圏形成協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第3条第1号イ(ア) a 中

「四万十川」の前に「(一社) 幡多広域観光協議会や各観光協会等との連携強化を図り、」を加え、「幡多ブランドを確立して全国にPRし、」を「幡多ブランドを確立のうえ、全国・海外にPRし、」に、「圏域での滞在型・体験型観光を推進する。」を「圏域での滞在型・体験型観光を加速させる。」に改め、「また、圏域内の教育旅行に係る誘致・受入等を中心に活動してきた幡多広域観光協議会の法人化を促進し、地域コーディネート組織としての機能強化を図る。」を削る。

第3条第1号イ(ア) b 中

「幡多広域観光協議会の機能強化の取組（法人格の取得や旅行業登録、事務局体制の強化など）に関して、乙をはじめとする関係市町村や関係団体との調整を図り、実現に向けての支援を行う。併せて、」を削る。

第3条第1号ウ(ア) a 中

「図書館システムの導入と県立図書館物流システムの活用などにより図書館ネットワークを構築し、住民がより利用しやすい環境を整備する」を「図書館システムのほか、県立図書館物流システムなど、図書館ネットワークを活用し、住民が利用しやすい環境を整備する」に改める。

第3条第1号ウ(ア) b 及び c 中

「市町村の垣根なく図書の貸し借りが出来るような仕組みを検討し」を「市町村間の相互貸し借りの仕組みを維持していくとともに」に、「必要な設備の整備などに努め、図書館ネットワークの構築に取り組む」を「必要な設備の整備などに努める」に改める。

第3条第2号ア(ア) a 中

「高知西南地域公共交通総合連携計画（以下「総合連携計画」という。）などに基づき、圏域における公共交通の課題について継続的に調査し、検証するとともに、」を削り、「効果的かつ効率的な運行について」を「効果的かつ効率的な運行や利用促進策について」に改める。

第3条第2号ア(ア) b (b) 中

「総合連携計画に基づく具体施策の実施に向け、」を削り、「連携し」の次に「、地域公共交通の効果的かつ効率的な運行や利用促進に向け」を加え、「県立幡多けんみん病院への鉄道駅からのシャトルバスなどの実証運行や通勤通学定期券の割引率拡大などの実証実験を行うなどの方法により検証を加えながら」を削る。

第3条第2号ア(ア) b (c) 中

「、宿毛フェリーの宿毛佐伯航路」を削る。

第3条第2号ア(ア) c (a) 中

「総合連携計画に基づく具体施策の実施に向け、」を削り、「連携し」の次に「、地域公共交通の効果的かつ効率的な運行や利用促進に向け」を加え、「県立幡多けんみん病院への鉄道駅からのシャトルバスなどの実証運行や通勤通学定期券の割引率拡大などの実証実験を行うなどの方法により検証を加えながら」を削る。

第3条第2号ア(ア) c (b) 中

「、宿毛フェリーの宿毛佐伯航路」を削る。

第3条第2号イ(イ) a 中

「ブロードバンド・ゼロ地域の解消とケーブルテレビのエリア拡大」を「超高速ブロードバンドエリアの拡大」に改め、「教育・文化」の次に「、防災・減災対策」を加える。

第3条第2号イ(イ) b 中

「、ブロードバンド・ゼロ地域の解消とケーブルテレビエリアの拡大を図るととも

に」を削り、「最新技術の動向の研究」を「ネットワークの活用策の調査研究」に改める。

第3条第2号イ(ア)中

「、ブロードバンド・ゼロ地域の解消を図るとともに」を削り、「最新技術の動向の研究」を「ネットワークの活用策の調査研究」に改める。

第3条第3号イを削る。

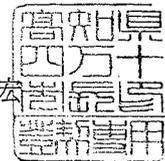
本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成27年10月15日

甲 四万十市中村大橋通4丁目10番地

四万十市

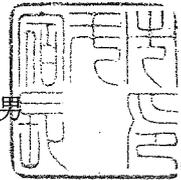
四万十市長 中平 正宏



宿毛市桜町2番1号

宿毛市

宿毛市長 沖本 年男



乙 土佐清水市天神町11番2号

土佐清水市

土佐清水市長 泥谷 光信



